



寝屋川市と江崎グリコ株式会社との連携に関する協定書

寝屋川市（以下「甲」という。）と江崎グリコ株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力により、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が子育て支援に係る分野において連携し、協力することにより、子育て支援に関する取組を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、寝屋川市 Co 育て PROJECT について、連携し協力するものとする。

（協定の変更）

第3条 甲及び乙は、そのいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

（情報の共有）

第4条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとし、相手方の事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏えいをしてはならないものとする。なお、本条の規定は、本協定終了後も、甲乙双方に対し引き続き効力を有するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、甲又は乙のいずれからも本協定の有効期間が満了する1か月前までに、書面により改廃の申入れがない場合は、協定の有効期間は翌年3月31日まで更新するものとし、その後もまた同様とする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間中にかかわらず、本協定を解消しようとするときは、甲乙協議の上、解消しようとする日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解消することができるものとする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項についてこれを定める必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙各自署名押印の上、各自1通を保管する。

令和2年9月24日

大阪府寝屋川市本町1番1号
寝屋川市
市長

大阪府大阪市西淀川区歌島
4丁目6番5号
江崎グリコ株式会社
代表取締役社長

衣瀬慶輔 江崎勝久